

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

105-0011
東京都港区六本木1-2-3

年金 一郎 様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書
年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



国民年金基金連合会 00000001
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059)



ご案内は内側にあります。
矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。 0000001#
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

見本

基礎年金番号 0101-011120
令和 7 年 中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和 7 年 10月15日現在)

掛金額の内訳		
1 月引落	*****	
2 月引落	*****	
3 月引落	*****	
4 月引落	¥0-	
5 月引落	¥136,000-	2 ヶ月分収納
6 月引落	¥68,000-	
7 月引落	¥68,000-	
8 月引落	¥0-	未納 (資金不足)
9 月引落	¥68,000-	
10 月引落	*****	
11 月引落	*****	
12 月引落	*****	
本年 9 月までに払い込まれた金額		¥340,000-
10～12 月に払い込まれる予定金額		¥204,000-
合計金額		¥544,000-

「10～12 月に払い込まれる予定金額」とは、
3 ヶ月分の予定引落金額の合計です
*** お問い合わせ先 ***
(各種変更手続き) 確定拠出年金保険
電話 0123-456-789

(払込証明書の照会) 国民年金基金連合会
電話 0570-003-105 (050で始まる電話の場合 03-6627-9059)

LH0801

確定申告や年末調整の際には
このページを添付してください

重要

令和 7 年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金 (個人型年金)

氏名 年金 一郎

住所 東京都港区六本木1-2-3

本年 9 月までに払い込まれた金額	¥340,000-
10～12 月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥544,000-

令和 7 年 10月15日 発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

見本

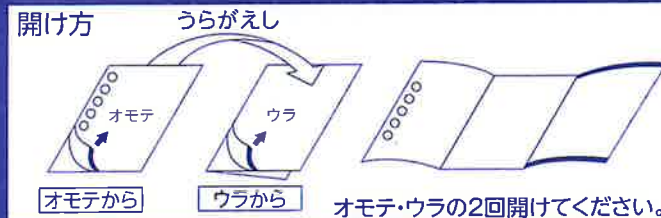
(オモテ_見本)

見本

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」
は、年末調整・確定申告の際にご提出い
ただくものです。
大切に保管してください。

この証明書は令和5年10月から
電子交付が可能となりました。

詳しくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の 所得控除証明について

1. お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金は、
全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) の対象となり、
所得税、住民税が軽減されます。
2. この証明書は、確定申告や年末調整 (給与所得者の場合)
の際に、添付してください。
3. この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金
(または払い込む予定の掛金) の総額を証明するものです。
掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入
者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の
右側に記載され、金額が変更されています。
年末調整申告後、10月～12月に払い込まれる金額が変更に
なった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
4. この証明書に係るご照会は、内側に記載されている
(払込証明書の照会) にお問合せください。
5. この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金 (iDeCo)
の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- ・控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この
証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
- (1) 税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合
(会社員の方が会社に年末調整を申告する場合)
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」
欄の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入
者掛金」欄

*払込証明書の再発行について

申告額の修正等のため、払込証明書の再発行を希望される場
合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

～こんなときには届出が必要です 受付金融機関でお手続きください～

- (1) 氏名・住所が変わったとき
 - (2) 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
 - (3) 掛金額を変更するとき
 - (4) 掛金拠出を停止するとき
 - (5) 運営管理機関を変更するとき
 - (6) 国民年金保険料納付を本人申請により免除
されたとき
 - (7) 海外居住となったとき
 - (8) 企業年金等の加入状況等に変更があったとき
 - (9) 就職または退職 (転職を含む) したとき
- * 加入者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様から
受付金融機関へ速やかに届出をしてください。

掛金の引落しの状況をご確認ください

令和6年12月の制度改正の施行などにより、掛金
拠出が停止となる方が生じています。
加入者の方で、掛金が引落とされていない場合は、
拠出再開のお手続きが必要になりますので、この
証明書の内側に記載された (各種変更手続き) の
受付金融機関にご確認の上、お手続きください。

詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



(ウラ_見本)